

議案第61号

新居浜市美術品購入基金条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市美術品購入基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市美術品購入基金条例の一部を改正する条例

新居浜市美術品購入基金条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市長が規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織機構の見直しにより、新居浜市美術品購入基金を教育委員会の所管としたことに伴い、当該基金の管理について教育委員会規則で定めるため、本案を提出する。